

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	きれいなまち推進事業			事業コード	0269
所属コード	054500	課等名	資源循環推進課	係名	資源化推進係
課長名	鈴木 利昭	担当者名	松坂 佳子	内線番号	8325
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	環境との共生	コード	6
	施策	地球環境への貢献	コード	3
	基本事業	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 4 款 2 項 1 目 きれいなまち推進事業（006-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 7 年度
根拠法令等 (H26)				

(2) 事務事業の概要

各地域に町内会等から推薦を受け委嘱しているきれいなまち推進員を設置し、当該推進員を通じた集積場所の整備、維持管理及びごみの適正排出の周知を市内全域に拡大していく事業である。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

きれいなまち推進員制度は、保健衛生班長（盛岡地域）及び衛生指導員（都南地域）を統合し、市と地域の一体的な取組を一層強化するとともに、専門性を高めることを目的に平成 7 年度に発足した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

市・推進員・町内会協働の取組みにより、整備された清潔な集積場所が増え、集積場所に関する問題が減少してきている。違反ごみ撲滅キャンペーンの実施や、懇談会等で市民の分別意識が向上してきている状況であるが、今後も継続しての啓発が必要である。

また、収集品目、収集曜日の増による推進員の業務が増える一方、地域コミュニティ機能低下、高齢化などによりなり手がいない、業務内容に対して報酬が低いといった声も届いている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

ごみの分け方・出し方が守られていない、いわゆる違反ごみ

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 違反ごみ件数	件	854	988	861	200	709
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

きれいなまち推進員を通じたごみの適正排出指導

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 違反ごみ指導件数	件	854	988	861	200	709
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

ごみの分別ルールを守り，住みよい「きれいなまちもりおか」をつくる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 違反ごみ処理件数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	225	242	232	100	260
B 違反ごみ自主撤去件数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	629	675	351	100	449
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円	7,004	7,870	6,295	6,729	6,498
	⑤その他(磁性物等回収資源収入)	千円	133	1,512	2,432	1,694	1,694
	A 小計 ①～⑤	千円	7,137	9,382	8,691	9,423	8,192
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	5,716	5,744	5,772	5,813	5,783
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	22,862	22,974	23,086	23,249	23,129
計	トータルコスト A+B	千円	29,999	32,356	31,777	32,672	31,321
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

ごみの適正排出の指導は、施策の目的であるごみの減量や資源再利用に直結している。

② 市の関与の妥当性

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするをねらいとして廃棄物減量推進員を委嘱することができることとなっている。きれいなまち推進員は、市と連携の下、一般廃棄物の減量化・再生利用を促進しており、妥当である。

③ 対象の妥当性

全市民が対象となる事業のため、現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

市の施策と市民とのパイプ役を担っており、ごみ減量資源再利用施策が推進できなくなることから、廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

きれいなまち推進員や町内会・自治会との連携による適正排出の指導啓発を推進することにより向上余地がある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

生活環境の保全や公衆衛生が向上することで、全市民の健康で快適な生活を確保することができることから、公平・公正である。

(4) 効率性評価

きれいなまち推進員の報酬等は、業務内容・活動状況から考えても妥当であり、削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	地球環境の保全と自然との共生	コード	20
	小施策（推進項目）	資源循環型社会の形成	コード	20-3

(2) 改革改善の方向性

きれいなまち推進員と町内会・自治会との連携の一層の推進を図る。市民から多く苦情を寄せられる市のごみ施策に無関心な市民へ取り込みを重点的に行う。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

地域ごとに事情が異なることから、個別の相談に対応していく。市のごみ施策に無関心である市民に対しての効果的な周知方法について、調査研究していく必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

ごみは市民生活に毎日、直接関わる事柄であるため、市民のニーズも多種多様であり、要望・照会・苦情等が絶えず、今後もなくなることはないと考えられる。現在、市内には約 4,400 箇所のごみ集積所があり、その全ての現状を市職員が把握し、指導することは現実として不可能である。また、ごみ集積所は地域の実情に応じて、町内会・自治会等が設置、管理運営することとしていることなどから、町内会等からの推薦を受け委嘱しているきれいなまち推進員は、文字どおり市と地域の橋渡しとしてごみ減量資源再利用をするため、その存在意義は極めて高いものとなっており、推進員なくして施策展開は不可能ともいえるものである。

反面、ごみに関する要望等は、ごみそのものだけでなく、ごみを契機とする地域コミュニティ問題の様相を呈しているケースが増えているなど、推進員に寄せられる問題は多種多様化、高度化して来ている。

市としても、推進員業務を含め地域コミュニティに潜む問題についても正確な情報収集と迅

速かつ的確な対応が求められており、人員の確保、担当業務、法制度等一層の調査研究が必要となっている。